

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成24年7月17日				
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府城陽市奈島生口18番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 黒川ダイドウ株式会社 代表取締役 多田良人				
主たる業種	繊維工業(綿布の染色整理業)	細分類番号	1	1	4	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで					
基本方針	エネルギー消費設備の点検、改善を行いさらに省エネルギー設備の設置と充実を図ることにより平成25年度の温室効果ガス排出量を5%以上削減する。					
計画を推進するための体制	代表取締役を委員長とする省エネ委員会を設置し、実施計画の策定を行い各職場における進捗状況を管理する。					
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	10,541.3 トン	9,831.1 トン	トン	トン	-6.7 パーセント
	評価の対象となる排出の量	10,541.3 トン	9,831.1 トン	トン	トン	-6.7 パーセント
実績に対する自己評価		計画していた蒸気駆動式コンプレッサーの導入及びエネルギー消費設備の稼働方法の一定の改善により省エネの目標は達成した				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量+10000)	5.63	5.42		-3.73 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()				パーセント
実績に対する自己評価		加工数量は減少したが、設備の導入と全社的な省エネの取り組みを進めた結果原単位当たりのCO2ガスの排出量は削減できた				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考
		16.0 セント	27.0 セント	セント	セント	
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	蒸気駆動式コンプレッサーの導入とエネルギー消費設備の稼働状況確認及び改善				
	(24)年度					
	(25)年度					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容	可能な限り公共交通機関を利用するよう周知する				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	会社の立地条件、勤務体制等により際立った改善は難しいのが現状です				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	繊維製品の加工において省エネルギーとなる生産工程や染料、薬剤の採用によりエコ商品の開発・生産に力を注いでいます。					
特記事項						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。